

県南広域振興局長告示第75号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の14第1項の規定により、指定一般相談支援事業者を次のとおり指定した。

令和8年7月3日

県南広域振興局長 菅原健司

1 地域移行支援

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	指定年月日
0330800038	株式会社工房ZERO相談支援事業所 怜	遠野市綾織町新里15地割12番地1	株式会社工房ZERO	令和8年7月1日

2 地域定着支援

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	指定年月日
0330800038	株式会社工房ZERO相談支援事業所 怜	遠野市綾織町新里15地割12番地1	株式会社工房ZERO	令和8年7月1日